

平成27年の平均給与は420万円と3年連続増、格差は拡大傾向？

国税庁はこのほど「平成27年分民間給与実態統計調査結果」を公表しました。それによると、平成27年12月31日現在の給与所得者数は5,535万人（前年比1.0%増）で、そのうち1年を通じて勤務した給与所得者数は4,794万人（同0.8%増）でした。正規・非正規については、正規が3,142万人（同1.2%増）、非正規が1,123万人（同3.0%増）でした。平均給与は420万円（同1.3%増）となり、正規485万円（同1.5%増）、非正規171万円（同0.5%増）となりました。非正規の処遇改善を声高に訴えている政府の景気刺激策の裏付けといえるでしょう。

平均給与を事業所規模別に見てみましょう。従事員10人未満の事業所では337万円（男性419万円、女性241万円）、10～29人の事業所では386万円（男性467万円、女性266万円）となっているのに対し、従業員5,000人以上の事業所は503万円（男性677万円、女性270万円）と規模により大きな差が見えてきます。また、規模の大きい事業所ほど男女差が大きくなります。給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下の者が838万人（構成比17.5%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下の者が780万人（同16.3%）となり、200万円から400万円が全体の3割超を占めています。

一方、年末調整で配偶者控除又は扶養控除の適用を1,382万人、全体の約3割超が受けています。このあたりのデータも、公表間近の税制改正の根拠になっていると思われる。

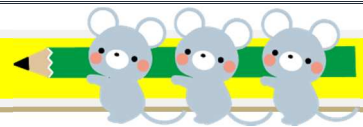
従業員の年収を企業規模別に比較したものが下表です。

【従業員の企業規模別の平均年収他比較】

企業規模 資本金	平均年収 (千円)	平均勤続 年収	最多分布階級
2,000万円未満	5,515	19.5	200 から 300 万円
2,000万円以上	8,339	23.7	1,500 から 2,000 万円
5,000万円以上	9,268	20.0	1,500 から 2,000 万円
1億円以上	12,884	19.3	1,500 から 2,000 万円
10億円以上	14,541	18.2	2,500万円超
全平均	6,297	20.6	200 から 300 万円

より詳細な資料によりますと、資本金10億以上のいわゆる大企業の役員の実に26%超の者が年収2,500万円超で、資本金2,000万円未満の中小企業の1.1%、全体平均の2.6%を大きく上回っています。平均年収が最多分布階級年収を下回るのは、数で3割弱を占める年収500万円前後の非常勤役員が平均値を押し下げているものと思われます。言い換えれば、大企業の非常勤役員の平均は、中小企業の役員の平均と同レベルだということでしょう。規模による役員報酬の格差は広がっているのかもしれない。中小企業の役員の経営責任の重さを考えると、やっぱり割が合わないということになってしまうのでしょうか？

お 仕 事 備 忘 録



1. 年末調整の実施

そろそろ資料の回収が整い、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。今回からマイナンバー制度が絡みます。従業員数の多い会社では作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

2. 新年度の源泉徴収事務の準備

給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1月）に向け、早めに準備をしましょう。



3. 賞与支払届の提出

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

1月から始まる雇用保険の適用拡大と各給付金制度

平成29年1月より、65歳以上の人についても適用要件を満たせば雇用保険の加入対象となる法改正が施行されます。そこで、この適用拡大に伴う手続きと被保険者に支給される給付金の内容を確認しておきましょう。

新たに被保険者となる人と手続き

これまでは、65歳以上で新たに入社した場合には、雇用保険の被保険者にはなりませんでしたが、平成29年1月からは1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用見込がある場合、雇用保険の被保険者となります。この適用拡大は、28年12月末時点で入社時に既に65歳以上であったために、雇用保険の被保険者とならなかった人にも適用されることになっており、該当者は平成29年3月31日までに資格取得手続きを行う必要があります。

雇用保険料の取扱い

現在、雇用保険料は会社だけでなく、被保険者も負担していますが、毎年4月1日時点で64歳になっている人については、それ以降の保険料が免除されています。この免除制度は平成31年度まで継続することになっており、今回新たに被保険者となる65歳以上の人も、平成31年度までは免除の対象となります。

65歳以上も対象となる各給付金

今回の適用拡大により、65歳以上の人も雇用保険の被保険者となるため、要件を満たすことで退職したときの給付金、

育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金が支給されます。

このうち、退職したときには基本手当が支給されますが、65歳以上の被保険者が退職した場合には、基本手当ではなく一時金である高齢者求職者給付金が支給されます。その額は基本手当日額に基づいて決定され、下表のように被保険者であった期間に応じて変わります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	30日分	50日分

この受給要件は、次の3つとなっています。

離職していること
積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
離職前1年間()に雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上あること
病気やけが等により働けない期間があった場合は、その期間を加えることが可能

なお、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金については、通常の被保険者と同様の給付を受けることができます。

今回の雇用保険の適用拡大により、従業員から各給付金について問い合わせが増える可能性があります。そのため、適用拡大と併せてどのような給付金を受けることができるのか、内容を把握しておきたいものです。

お仕事カレンダー

12月12日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(11月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
1月4日(水)	10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



【年末年始休業のお知らせ】

1.年末年始休業日 平成28年12月30日(金)～平成29年1月3日(火)まで

2.年始営業開始日 平成29年1月4日(水)午後より

お客様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

